



今月のトピックス

◇ 全社協からのお知らせ

- 地域福祉推進委員会福祉救援活動資金の拠金について（ご協力のお願い）

◇ 制度・施策等の動き

- 平成 31 年 4 月からの会計監査人の設置基準の引下げを延期（厚生労働省）
- 消費税率 10%への引上げにともなう介護報酬の取り扱いについて
第 165 回社会保障審議会介護給付費分科会（厚生労働省）
- 社会保障関係費の伸び 5,000 億円に抑制を提案 平成 30 年第 12 回経済財政諮問会議（内閣府）
- 介護サービスの経営主体の統合・再編を提案 財政制度等審議会財政制度分科会（財務省）

◇ その他（参考情報）

- 消費税率等に関する経過措置の取り扱い Q & A の公表（国税庁）
- 平成 30 年「就労条件総合調査」の結果公表（厚生労働省）

◇ 全社協からのお知らせ

地域福祉推進委員会福祉救援活動資金の拠金について（ご協力のお願い）

地域福祉推進委員会福祉救援活動資金援助制度は、平成 9 年度に設置され、運営要綱に基づき災害時被災都道府県・指定都市社協に対して資金援助を行ってきました。

近年、災害が頻発するなかで、本年度、さらに複数の災害が発生したことに伴い、現在の資金残高が減少し、今後の災害対応の備えとしては、十分ではない状態に至っています。

災害時に社協が行う災害ボランティアセンターの設置・運営を中心とした支援活動の重要性に鑑み、本制度の安定的な運営を図ることが求められます。そこで、都道府県・指定都市社協を通じて、新たに本活動資金に係る拠金を募ることとし、11 月 14 日、「福祉救援活動資金援助制度への拠金について（ご依頼）」（全社地発 418 号）を発出し、市区町村社協における拠金へのご協力のお願いをさせていただきました。

なお、拠金の呼びかけについては、本制度の運営要綱では、本活動資金は地域福祉推進委員会が「都道府県・指定都市社協ならびに市区町村社協に対して目標を定め一斉に行い、平常時より備えておくこと（運営要綱第 5 条）」とされており、10 月開催の地域福祉推進委員会常任委員会で承認いただいております。

本制度の安定的な運営に向けて、ご理解とご協力をお願いいたします。



◇ 制度・施策等の動き

平成 31 年 4 月からの会計監査人の設置基準の引下げを延期（厚生労働省）

11 月 2 日、厚生労働省より、平成 31 年 4 月からの会計監査人の設置基準の引下げ延期を周知する事務連絡「社会福祉法人における会計監査人に係る調査と平成 31 年 4 月の引下げ延期について」が発出されました。

会計監査人の設置基準については、平成 31 年度から「収益 20 億円又は負債 40 億円超」、平成 33 年度から「収益 10 億円又は負債 20 億円超」の法人に段階的に対象範囲を拡大することとされていました。

しかし、今回、厚生労働省は、会計監査人の設置を円滑に進めていくために、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等について調査し、その結果を検証した上で、設置基準を検討することとしました。

そのため、法人の準備期間等を考慮し、平成 31 年 4 月から会計監査人の設置基準を引下げることとは行わないこととなりました。

なお、会計監査の実施による効果や導入する場合の課題等を把握するため、①平成 29 年度の会計監査を実施した全ての社会福祉法人（約 400 法人）を対象とした調査、②収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人（約 1,700 法人）を対象とした調査を実施することとしています。

詳細については別紙資料①をご覧ください。

消費税率 10%への引上げに伴う介護報酬の取り扱いについて 第 165 回社会保障審議会介護給付費分科会（厚生労働省）

11 月 22 日、厚生労働省にて、第 165 回社会保障審議会介護給付費分科会（分科会長：田中滋埼玉県立大学理事長）が開催されました。今回の給付費分科会では、今までの介護人材の処遇改善や介護保険サービスに関する消費税の取扱いに関する検討内容が整理されています。

ヒアリングの際、消費税率 10%への引上げへの対応として、①課税支出割合に応じた介護報酬の上乗せ、②食費・居住費の基準費用額の引き上げが要望されました。また、関係団体からのヒアリング結果等を踏まえ、消費税率 10%への引上げ時の介護保険サービスに関する消費税の取扱いの対応案が示されました。

このような意見等が反映され、前回、厚生労働省からは、基本単位数への上乗せを基本とし、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても上乗せを検討する対応案が示されました。

また、基準費用額については、平成 29 年度介護事業経営実態調査や介護給付費等実態調査等を用いて、消費税引上げによるサービス利用量への影響や現状における取扱い等を踏まえて検討することとされました。

詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】第 165 回社会保障審議会介護給付費分科会

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000202420_00010.html



社会保障関係費の伸び 5,000 億円に抑制を提案 平成 30 年第 12 回経済財政諮問会議（内閣府）

10 月 5 日、「平成 30 年第 12 回経済財政諮問会議」（議長：安倍 晋三 内閣総理大臣）が開催され、経済・財政一体改革の「社会保障」について議論が行われました。

有識者議員 4 名からの提出資料では、新内閣の重要課題は、今後 3 年間で、全世代が安心できる社会保障制度の構築に向けた改革断行であるとししました。

なかでも、来年度の社会保障関係費については、「新経済・財政再生計画」に基づき、これまで以上の改革努力を行い、社会保障の目安を実現すべきであるとしています。

有識者議員からは、全世代型の社会保障制度への改革に向けて計画を着実に進めていき、社会保障関係費の伸びについて 5,000 億円を下回るよう抑えるべきところは抑えるべきとの意見が出されました。

また、麻生太郎財務大臣からは、「新経済・財政再生計画」では、社会保障関係費の伸びは、「高齢化による増加分」に収めることとされており、その方針で予算編成を行っていくとの説明がありました。

なお、8 月末に示された平成 31 年度予算概算要求では、社会保障関係費の自然増分は約 6,000 億円と見込まれています。

根本匠厚生労働大臣は、全ての世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて、団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年を見据えた検討を進める必要があるとし、今後は、「多様な就労・社会参加」、「健康寿命の延伸」、「医療・福祉サービス改革」の取組を進め、「給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保」の検討を行う考えを示しました。

「医療・福祉サービス改革」では、ロボット・A I・I C T等の実用化に加え、「組織マネジメント改革、経営の大規模化・協働化」が政策課題として挙げられています。

詳細については内閣府のホームページをご覧ください。

【内閣府】平成 30 年第 12 回経済財政諮問会議

<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2018/1005/agenda.html>



介護サービスの経営主体の統合・再編を提案 財政制度等審議会財政制度分科会（財務省）

10 月 9 日、財政制度等審議会財政制度分科会（分科会長：榊原定征東レ株式会社相談役）が開催され、財務省より今後の社会保障の改革の方向性が示されました。

医療・介護制度改革については、「高齢化」「支え手の減少」「高度化」の中で、財政と医療・介護保険制度の持続可能性を確保していくため、以下の視点で、制度の改革に取り組んでいく必要があり、早急に議論を前に進めるべきであるとされました。

視点 1：制度の持続可能性を踏まえた保険給付範囲としていく（共助の対象は何か）

- ① 高度・高額な医療技術や医薬品への対応
- ② 大きなリスクは共助、小さなリスクは自助

視点 2：必要な保険給付をできるだけ効率的に提供する（提供体制と公定価格）

- ① 医療・介護提供体制の改革
- ② 公定価格の適正化・包括化

視点 3：高齢化や支え手減少の中で公平な負担としていく（給付と負担のバランス）

- ① 年齢ではなく能力に応じた負担
- ② 支え手減少下での医療費増加に対する総合的な対応

こうした視点を踏まえた具体的な対応として、「介護事業所・施設の経営の効率化」、「介護現場の生産性向上」、「介護報酬改定に係る P D C A サイクルの確立」等が論点に挙げられました。

「介護事業所・施設の経営の効率化」については、4 月 11 日の財政制度等審議会財政制度分科会においても論点に挙げられ、介護サービスの経営主体の大規模化等の施策例が示されていました。その後、5 月 23 日にとりまとめられた「新たな財政健全化計画等に関する建議」では、介護サービスの経営主体の大規模化等の施策例が削除され、「介護サービス事業者の経営の効率化・安定化や、今後も担い手が減少していく中での人材の確保・有効活用等の観点から、経営主体の統合・再編等を促すための施策を講じていくことが求められる」という表現にとどまりました。

しかしながら、今回の分科会では、「介護事業所・施設の経営の効率化」が論点として挙げられ、社会福祉法人 1 法人当たりの事業所数と平均収支差率の関係を示しながら、介護サービスの経営主体の統合・再編等を促すための施策を講じていくべきであるとしました。

子ども・子育てについては、「公定価格の適正化」が論点として挙げられ、公定価格の水準の見直しや、「積み上げ方式」から「包括方式」への移行、幼児教育・保育の無償化にあたっての食材料費相当分の取り扱い等、具体的な改革の方向性が示されました。

詳細については財務省のホームページをご覧ください。

【財務省】財政制度等審議会財政制度分科会

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia301009.html



消費税率等に関する経過措置の取り扱いQ & Aの公表（国税庁）

11月2日、国税庁より、平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ & Aが公表されました。

平成31年10月1日からの消費税率10%への引き上げに伴い、以後の取引について、原則として消費税率10%が適用されることとなりますが、原則の厳格な適用が明らかに困難と認められる取引については、経過措置が設けられており、旧税率（8%）が適用されることとなります。

この経過措置には、平成25年10月1日から平成31年3月31日までの間に締結した工事（製造を含む）に係る請負契約（測量、設計、ソフトウェアの開発を含む）に基づく、平成31年10月1日以後の資産の譲渡等や、電気料金等も含まれています。

詳細については国税庁のホームページをご覧ください。

【国税庁】消費税率等の引上げについて（平成31年（2019年）10月1日～）

<http://www.nta.go.jp/publication/pamph/01.htm#s-link3>

平成30年「就労条件総合調査」の結果公表（厚生労働省）

6月29日、参議院本会議にて「働き方改革関連法案」（正式名称：働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案）が可決・成立しました。同法案は、雇用対策法、労働基準法、労働時間等設定改善法、労働安全衛生法、じん肺法、パートタイム労働法（パート法）、労働契約法、労働者派遣法の労働法が対象となっており、各社協でも来年4月の施行に向けて対応が必要となります。

これに関連して、10月23日、厚生労働省から平成30年「就労条件総合調査」の結果が公表されました。この調査は、主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、企業（社会福祉法人等を含む）における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施しているものです。

産業別の特徴として「医療、福祉」でみると、勤続20年以上かつ45歳以上の退職者のいた企業のなかでは、定年以外の事由による退職者の割合が高く、「自己都合」の事由で退職する割合は全産業平均の約2倍となっています。

詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【厚生労働省】平成30年就労条件総合調査 結果の概要

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/18/index.html>

<配信先>

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部

<<配信元>>

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

電話 03-3581-4655/4656 c-info@shakyo.or.jp

* 「News File」では、毎月1回、地域福祉担当の皆様に参加になる関連トピックスを発信します。併せて隔月にて全国各地の社協による実践事例も紹介いたしますので、創意工夫をしながら取り組んでいる実践があればぜひ上記事務局（電話かeメール）まで「テーマ」と「社協名」に関する情報をお寄せください。実践の詳細については、こちらからお尋ねさせていただきます。